

串間市まちなか創生事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の中心市街地活性化に取り組み、交流人口の増加を図ることで市内経済活性化を実現するため、新商品及び新サービスの開発、商品の販売促進等販売力強化に取り組む事業者に対し、予算の範囲内において、まちなか創生事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにつき、補助金等の交付に関する規則（昭和55年串間市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象エリア 串間市中心市街地まちづくり基本計画に基づくにぎわい・うるおいゾーンの別表に定めるエリアをいう。
- (2) 事業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に基づく中小企業者で店舗等の経営を行う者又はこれから行う者をいう。

(補助対象者)

第3条 第1条の補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、対象エリア内での開業希望の事業者又は対象エリア内の事業者で、次の各号に該当するものとする。

- (1) 仲町商店街の活性化に関する事業等に積極的に関わる意欲があること。
- (2) 原則として週5日以上、1日3時間以上営業し、かつ、通年営業すること。
- (3) 補助金最終交付年度から5年以上継続して営業を行う見込みがあること。
- (4) 市税等を滞納していない者であること。
- (5) 市の公共料金（使用料、負担金等）を滞納していない者であること。
- (6) 仲町商店会等の会員になること。
- (7) 開業希望の事業者である場合は、串間商工会議所が実施する創業塾を受講すること。
- (8) 事業に必要な許認可を開業までに取得していること。
- (9) 市外から申請する個人の事業者は、市民1名以上の雇用又は串間市民として市内に居住すること。
- (10) 市外から申請する法人又は法人以外の団体の事業者は、市民1名以上の雇用又は代表者が串間市民として市内に居住すること。
- (11) 補助金の交付申請をする年度内に空店舗等の所有、賃借等の使用権限を有する見込みがあること。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が次の各号に該当するときは、補助の対象外とする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の利益につながる活動を行う事業者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225

号)に基づく更生手続又は再生手続を行っている事業者

(3) 空店舗等の所有者と生計を一にしている者又は2親等以内の親族である者

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める事業者

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助対象経費は、次の各号に掲げるもののうち、2以上に取り組む場合の経費で、別に定める補助対象期間に発生し、支払が完了するものとする。ただし、市のほかの補助金、国庫等補助金又は助成金等の適用を受けた場合は、対象外とする。

(1) 外観改修

(2) 店舗賃借料

(3) 広告PR

(4) 商品開発

(5) 資格取得

(6) 販売促進

2 補助金の額は、前項に定める補助対象経費の合計額の65パーセント以内で、80万円(前項第1号の上限額は、50万円とし、前項第2号の上限額は、月額4万円とする。)を限度とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、市長が別に定める期間内において、まちなか創生事業補助金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 開業希望の事業者にあつては事業計画書(開業希望者)(別記様式第2号(その1))、対象エリア内の事業者にあつては事業計画書(対象エリア内既存事業者)(別記様式第2号(その2))

(2) 補助対象経費の内訳が分かる書類

(3) 住民票の写し(法人の場合は登記事項証明書及び代表者の住民票の写し、法人以外の団体の場合は定款、規約等の写し及び代表者の住民票の写し)

(4) 事業実施に伴い、許認可その他法律に基づく資格を証明する書類の写し

(5) 現在経営している店舗等の経営状況が分かる書類(該当者のみ)

(6) 誓約書(別記様式第3号)

(7) 市税等の滞納がないことを証する書類

(8) 空店舗等の売買仮契約書、若しくは賃貸借仮契約書の写し又は所有者の売買又は賃貸借の意思が分かる同意書(該当者のみ)

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請者は、補助金の交付を申請するに当たり、事業計画等について、市長に事前に相談しなければならない。

3 第1項の申請書について、市長は、手書きによる申請は受理しないものとする。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査するため、串間市店舗等事業候補者選考委員会を設置し、相当と認めるときは、補助金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該交付決定に係る補助対象事業(以下「補助事業」という。)の内容変更(軽微な変更を除く。)又は補助事業を中止するときは、まちなか創生事業補助金変更(中止)申請書(別記様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定額の範囲内において生じた内容変更について、変更申請の必要がないと認められる場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、承認の可否を決定したときは、まちなか創生事業補助金変更(中止)承認(不承認)通知書(別記様式第5号)により当該補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定日の属する年度の3月10日までに、まちなか創生事業補助金実績報告書(別記様式第6号)に次に掲げる書類を添付して、市長に報告しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る契約書、領収書等の写し
- (2) 事業の成果概要が分かる現物又は写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の実績報告が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認められたときは、補助金の額を確定し、当該補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定による補助金の額の確定を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、まちなか創生事業補助金請求書(別記様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(決定の取消し等)

第11条 市長は、補助事業者(既に補助金の交付を受けた者を含む。)が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽又は不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 補助金の交付確定の日が属する年度の翌年度の初日から5年以内に事業の中止及び廃止をしたとき。
- (4) 補助事業者が、補助金の交付確定の日が属する年度の翌年度の初日から5年以内に事業所を市外に移転したとき。
- (5) 規則又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (6) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

(財産の管理)

第12条 補助事業者は、補助事業により取得した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、効率的運用を図らなければならない。

(帳簿等の管理)

第 13 条 補助事業者は、補助事業に係る収支の状況を帳簿によって明らかにしておくとともに、当該帳簿及び収支に関する証拠書類について、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度の初日から 5 年間整備保管しておかなければならない。

(状況報告)

第 14 条 市長は、補助事業の完了した日の属する年度の終了後 3 年間、補助事業者に対して補助事業実施後の成果等状況報告を求めるものとする。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 31 年 4 月 19 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成 33 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別表（第2条関係）



串間市長 様

申請者 住 所
氏名又は名称
代表者 氏名 印

まちなか創生事業補助金交付申請書

年度まちなか創生事業補助金の交付を受けたいので、串間市まちなか創生事業補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業者 開業希望事業者 既存事業者

2 交付申請額 円

3 添付書類

- (1) 事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 補助対象経費の内訳が分かる書類
- (3) 住民票の写し（法人の場合は登記事項証明書及び代表者の住民票の写し、法人以外の団体の場合は定款又は規約等の写し及び代表者の住民票の写し）
- (4) 事業実施に伴い、許認可その他法律に基づく資格を証明する書類の写し
- (5) 現在経営している店舗等の経営状況が分かる書類（該当者のみ）
- (6) 誓約書（別記様式第3号）
- (7) 市税等の滞納がないことを証する書類
- (8) 空店舗等の売買仮契約書若しくは賃貸借仮契約書の写し又は所有者の売買又は賃貸借の意思が分かる同意書
- (9) 市長が必要と認める書類

事業計画書（開業希望者）

1. 事業者の概要

事業者	名称： 代表者： 住所：
担当者	氏名：
	E-mail： <small>※メールで連絡するため、常時連絡できるアドレスの記載をお願いします。</small>
	電話： FAX：
開業場所	住所（※地図添付）： 物件：購入済 ・ 購入予定 ・ 賃貸借契約済 ・ 賃貸借予定 （いつ頃： ）
業 種	許認可その他法律に基づく資格の有無 有（ ） ・ 無 → 取得済 ・ 取得予定（いつ頃： ）
開業目的 ・ 動機	①開業目的の記載をお願いします。 ②仲町商店街に開業を希望する理由について記載をお願いします。
経 験	①開業する事業に関する経験はありますか。 有 ・ 無 ②経験勤務場所、経験年数、実績等記載をお願いします。
事業内容	取扱商品（サービス）・営業時間・定休日・セールスポイント等について、具体的な記載をお願いします。 ◆取扱商品（サービス）数（ ） ◆来客数（ 人 / 月 ・ 週 ・ 日 ）

2. 資金計画

必要な資金	金額 (円)	調達方法	金額 (円)
設備資金 (店舗購入費、改装費、備品・車両購入費等)		自己資金	
		金融機関からの借入 (借入先・内訳)	
		家族・知人等からの借入 (借入先・内訳)	
設備資金 計			
運転資金 (商品仕入、人件費等)			
		市補助金 (申請予定額)	
		その他 (内容・内訳)	
運転資金 計			
合 計		合 計	

3. 開業後の損益計画

(単位：円)

区分	開業 1年目	開業 2年目	軌道に乗った頃 年 月頃	積算根拠
①売上高				
②売上原価 (仕入高)				
③売上総利益 (①-②)				
④経費合計				
人件費				
家賃				
光熱水費				
通信費				
広告宣伝費				
その他経費				
利益 (③-④)				

※個人事業の場合、人件費に事業主分は含めないでください。

※参考資料があれば添付してください。

4. 補助事業活用計画

◆交付申請額内訳【上限：80万円】

(単位：円)

補助対象項目	補助対象額	補助率	交付申請額
① 外観改修		65%	
② 店舗賃借料			
③ 広告PR			
④ 商品開発			
⑤ 資格取得			
⑥ 販売促進			
合計額			

※交付申請額は、項目ごとに1,000円未満切り捨てとします。

※補助対象額として交付申請する項目のみ記載してください。

※見積書等経費の内容と金額が確認できる書類を添付してください。

◆補助金を活用して取り組む内容・スケジュール（項目ごと）

3項目以上に取り組む場合は、コピーして記載してください。

補助対象項目	①～⑥のうち取り組む項目を1項目記載してください。
内容	
スケジュール	

補助対象項目	
内容	
スケジュール	

5. 補助事業活用収支計画

◆収入

科 目	金額 (円)	資金の調達先
自己資金		
市の補助金		
借入金 (金融機関)		
その他 ()		
合 計		

◆支出

科 目	金額 (円)	積算明細
①外観改修		改修工事費等
②店舗賃借料		家賃
③広告P R		ホームページ製作費等
④商品開発		デザイン製作費等
⑤資格取得		受験料等
⑥販売促進		販促品製作費等
合 計		

※交付申請する項目のみ、項目ごとに記載してください。

2. 事業取組前後の損益計画

(単位：円)

区分	事業取組前	事業取組 1年目	事業取組 2年目	積算根拠
①売上高				
②売上原価 (仕入高)				
③売上総利益 (①-②)				
④経費合計				
人件費				
家賃				
光熱水費				
通信費				
広告宣伝費				
その他経費				
利益 (③-④)				

※個人事業の場合、人件費に事業主分は含めないでください。

※参考資料があれば添付してください。

3. 補助事業活用計画

◆ 交付申請額内訳【上限：80万円】

(単位：円)

補助対象項目	補助対象額	補助率	交付申請額
① 外観改修		65%	
② 店舗賃借料			
③ 広告PR			
④ 商品開発			
⑤ 資格取得			
⑥ 販売促進			
合計額			

※交付申請額は、項目ごとに1,000円未満切り捨てとします。

※補助対象額として交付申請する項目のみ記載してください。

※見積書等経費の内容と金額が確認できる書類を添付してください。

◆ 補助金を活用して取り組む内容・スケジュール（項目ごと）

3項目以上に取り組む場合は、コピーして記載してください。

補助対象項目	①～⑥のうち取り組む項目を1項目記載してください。
内容	
スケジュール	

補助対象項目	
内容	
スケジュール	

4. 補助事業活用収支計画

◆収入

科 目	金額 (円)	資金の調達先
自己資金		
市の補助金		
借入金 (金融機関)		
その他 ()		
合 計		

◆支出

科 目	金額 (円)	積算明細
①外観改修		改修工事費等
②店舗賃借料		家賃
③広告PR		ホームページ製作費等
④商品開発		デザイン製作費等
⑤資格取得		受験料等
⑥販売促進		販促品製作費等
合 計		

※交付申請する項目のみ、項目ごとに記載してください。

年 月 日

誓約書

串間市まちなか創生事業補助金の交付申請に当たり、補助金等の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）がまちなか創生事業補助金募集要項に定める申請資格を全て満たしていること及び応募書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

また、市が本申請において審査する際に必要な事項や内容について関係機関へ調査・照会することについて承諾します。

なお、その際は、市からの依頼に応じ必要な情報提供を行います。

申請者住所（法人にあつては、所在地）

申請者氏名（法人にあつては、名称及び代表者氏名）

印

生年月日

串間市長 様

申請者 住 所
氏名又は名称
代表者 氏名

印

まちなか創生事業補助金変更（中止）申請書

年 月 日付け ー で交付決定のあったまちなか創生事業
について、下記のとおり変更（中止）したいので、串間市まちなか創生事業補助金交
付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて変更（中止）の申請をします。

記

1 変更内容

変更前	
変更後	

2 変更（中止）理由

--

年 月 日

様

串間市長

まちなか創生事業補助金変更（中止）承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあったまちなか創生事業の変更（中止）について、下記のとおり承認（不承認）したので、串間市まちなか創生事業補助金交付要綱第7条の規定により、通知します。

記

1 承認

変更前の交付決定額 円

変更後の交付決定額 円

2 不承認

理由

串間市長 様

報告者 住 所
氏名又は名称
代表者 氏名 印

まちなか創生事業補助金実績報告書

年 月 日付け ー で交付決定のあったまちなか創生事業
について、串間市まちなか創生事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を
添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 事業開始日 年 月 日
- 3 添付書類
 - (1) 補助対象経費に係る契約書、領収書等の写し
 - (2) 事業の成果概要が分かる現物又は写真
 - (3) 市長が必要と認める書類

1. 事業活用実績書

◆交付申請額内訳【上限：80万円】

(単位：円)

補助対象項目	補助対象額	補助率	交付決定額
① 外観改修		65%	
② 店舗賃借料			
③ 広告PR			
④ 商品開発			
⑤ 資格取得			
⑥ 販売促進			
合計額			

※交付申請額は、項目ごとに1,000円未満切り捨てとします。

※補助対象額として交付決定している項目のみ記載してください。

※見積書等経費の内容と金額が確認できる書類を添付してください。

◆補助金を活用して取り組んだ内容・効果（項目ごと）

3項目以上に取り組んだ場合は、コピーして記載してください。

補助対象項目	①～⑥のうち取り組む項目を1項目記載してください。
内容	
効果	

補助対象項目	
内容	
効果	

2. 事業活用収支決算書

◆収入

科 目	金額 (円)	資金の調達先
自己資金		
市の補助金		
借入金 (金融機関)		
その他 ()		
合 計		

◆支出

科 目	金額 (円)	積算明細
①外観改修		改修工事費等
②店舗賃借料		家賃
③広告PR		ホームページ製作費等
④商品開発		デザイン製作費等
⑤資格取得		受験料等
⑥販売促進		販促品製作費等
合 計		

※交付決定している項目のみ、項目ごとに記載してください。

年 月 日

串間市長 様

請求者 住 所
氏名又は名称
代表者 氏名

印

まちなか創生事業補助金請求書

年 月 日付け ー で交付確定のあったまちなか創生事業補助金について、串間市まちなか創生事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり請求します。

金 _____ 円

金融機関・本支店名	
預金種別	
口座番号	
口座名義	(フリガナ)